

W T O 非農産品市場アクセス交渉 ジラール議長を選択肢ペーパー（ 8 月 1 1 日 ）の概要

農 林 水 産 省
平成 1 5 年 8 月

位置付け

5 月にジラール議長が提案したモダリティ要素案のいくつかの項目に関し、議長が選択肢を示したもの

1 . 関税削減方式（フォーミュラ）

関税削減方式自体には変更なし。

関税削減の計算に用いる t_a の値（各国ごとの平均関税率）について、一定の上限値を設ける。

t_a の計算方法に実行税率を一部反映させる。

譲許率が 3 5 % 以下の国には、関税削減方式による関税引き下げを求めず、1 0 0 % 譲許を求める。譲許する際には、平均の税率が途上国の譲許品目の平均税率（27.5%）となるよう求める。

2 . 途上国及び後発開発途上国（L D C）向けの措置

非農産品全体の関税率表の品目数の 5 % まで非譲許品目を維持することを、各国の輸入総額の 5 % を超えない範囲で可能としている件について、「5 % を非譲許または関税引き下げの対象にしない」とし、更に、これらの例外は関税分類区分の 1 つの類について非農産品全体の 1 % の関税率表の品目数以下かつ輸入総額の 1 % 以下の条件を設ける。

3 . 新規加盟国

関税削減方式の係数に特別の数値を使用することを認めるのではなく、実施までの期間を延長する、又は現行の引き下げ約束を実施した後の一定期間を猶予期間とする方向で対応する。

4 . 非関税障壁

非関税障壁分野で途上国に対する特別かつ異なる措置（S & D）を検討する。

5 . 分野別関税撤廃・調和

言及なし

6 . 低関税の撤廃等、追加的措置

言及なし